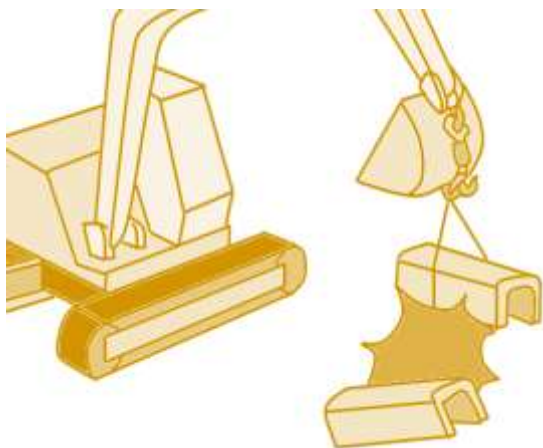
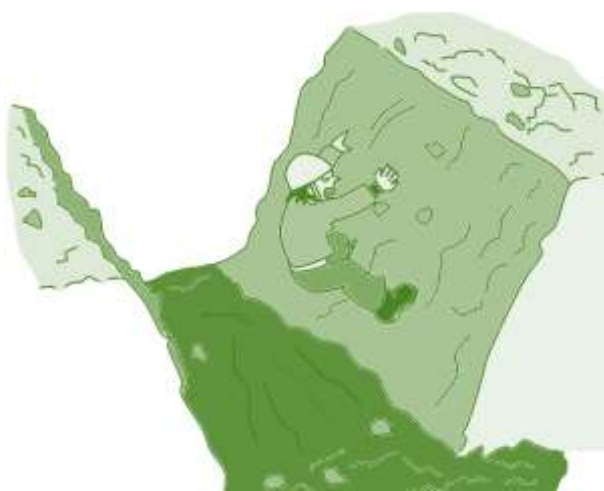



令和2年に発生した 建設業における労働災害事例 第2版





長崎労働基準監督署


軒天の補修中、足場1段目から墜落した



-  発 生 年 月 ・ 時 間 令和2年2月、16時00分

-  被 災 者 の 属 性 男性、29歳、大工、経験8年

-  工 事 の 種 類 民家の屋根補修工事
- 発 注 の 属 性 民間

-  被 災 の 程 度 左頬骨、左肩骨折、休業見込み2か月
- 事 故 の 型 墜落・転落

災害の発生状況

被災者は、民家の屋根補修工事において、足場の1層目で1階の軒天を張り付けているとき、足場上でバランスを崩して1.7m下の地面に墜落し、左頬と左肩を負傷した。なお、被災者は保護帽（ヘルメット）を着用していた。



原 因

- ① 足場に手すりが設置されていなかったこと。
- ② 足場で作業を行う場合において、その日の作業を行う前に墜落防止設備等の脱落の有無を点検していなかったこと。
- ③ 足場板の幅を40cm以上としていなかったこと。



対 策


- ① 足場については、1層目であっても、墜落を防止ための手すり等を設置することが望ましいこと（足場からの転落災害では低層からの転落が多く発生しています）。
- ② 足場で作業を行う場合において、その日の作業を行う前に、足場用墜落防止設備の脱落の有無を点検すること。
- ③ 足場板の幅を40cm以上とすること。





- ① 足場について
 - I. 労働安全衛生規則第563条（作業床）
※高さ2m以上では、法令上、手すり等の設置が必要です。
 - II. 労働安全衛生規則第567条（点検）


型枠の部材を使って昇降中に墜落した





-  発 生 年 月 ・ 時 間 令和2年11月、14時00分

-  被 災 者 の 属 性 男性、58歳、型枠大工、経験30年

-  工 事 の 種 類 マンションの新築工事

-  発 注 の 属 性 民間

-  被 災 の 程 度 肋骨骨折、休業見込み2か月

-  事 故 の 型 墜落・転落

災害の発生状況

被災者は、マンション新築現場の5階のベランダ上で、型枠の建込み作業中、型枠の上部に昇るため、締固め用パイプに足をかけて、型枠の部材を手でつかんだとき、当該部材が外れ、その反動で後方に墜落し、ベランダのコンクリート手すりで背中を強打した。



原 因

- ① 型枠の部材を使って昇降したこと。
- ② 短時間で終了する作業であったため、「このくらいは大丈夫、災害は起きない」と、安全を軽視した行動をとったこと。



対 策

- ① 高さ 1.5mをこえる箇所で作業を行うときは、労働者が安全に昇降するための設備等を設けること(脚立等の使用)。
- ② 短時間の作業においても危険を軽視した近道行動をしないよう、定期的な安全衛生教育を実施すること。



- ① 昇降設備について
 - I. 労働安全衛生規則第526条(昇降するための設備等の設置等)
 - ※高さ 1.5mを超える箇所への昇降には昇降設備が必要です

脚立上でバランスを崩し、墜落した

- 🕒 発生年月・時間 令和2年3月、12時00分

- 👤 被災者の属性 男性、36歳、設備工、経験4年

- 🚧 工事の種類 バス車庫のシャッター修繕工事
- 👤 発注の属性 民間

- 🏠 被災の程度 脳挫傷、腰椎骨折、休業見込み2か月
- 🏥 事故の型 墜落・転落



災害の発生状況

被災者は、バスの車庫のシャッターの修繕中、シャッターの取替え作業を終え、脚立を使ってシャッターの上部の調整を行っていたとき、当該シャッターの部材を押し込んだ反動で、バランスを崩して地面に墜落し、頭部と腰部を負傷した。



原因

- ① 脚立を使用して、シャッターの上部の調整作業を行ったこと。
- ② 保護帽(ヘルメット)を着用していなかったこと。



対策

- ① 脚立での作業を選択する前に、足場や可搬式作業台等のより安全な設備を使用すること。脚立使用時はアウトリガ(不安定な接地面でも安定性を保てる)付きを使用するなど、重心が脚立の外にはみ出さない作業に努めること。
- ② 脚立を使用する場合は、保護帽(ヘルメット)を着用させること。また、高さが2m以上となる場合には安全帯を使用させること(取付設備も確保すること)。



- ① 墜落・転落について
 - I. 労働安全衛生規則第518条(作業床の設置)※地上からの高さ2m以上

災

害

事

例

4

移動式クレーンの吊り荷に手を挟まれた



発生年月・時間 令和2年6月、15時00分



被災者の属性 男性、25歳、造園工、経験1年



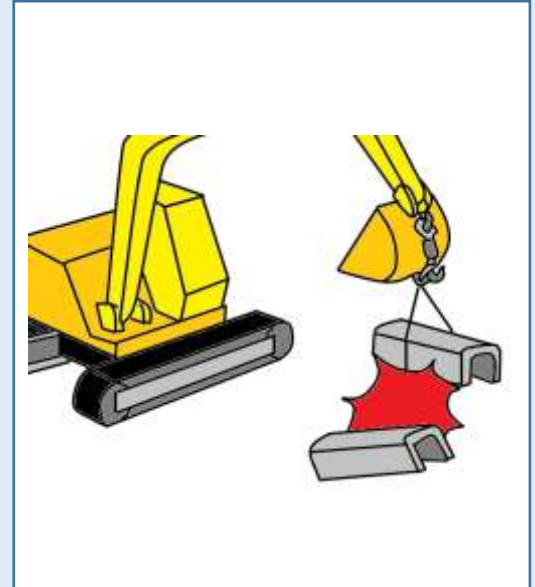
工事の種類 資材置場での資材整理

発注の属性 なし



被災の程度 左中指・薬指挫傷、休業見込み7日

事故の型 はさまれ、巻き込まれ



災 害

の

発

生

状

況

資材置場の整理のため、移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルを使用してU字溝(重さ 10kg)を吊り上げて移動中、吊り荷の誘導を行っていた労働者が吊り荷と地面に置いていたU字溝との間に手指を挟まれた。



原

因

- ① 移動式クレーンの吊り荷に挟まれる位置に手を置いていたこと。
- ② 移動式クレーンを用いて作業を行う時、一定の合図を定めていなかったこと。
- ③ 一点で吊り荷(U字溝をつり上げていたこと。



対

策

- ① 移動式クレーンの吊り荷を誘導するときは、介錯ロープ等を使用すること。
- ② 移動式クレーンを用いて作業を行う時は、一定の合図を定め、合図者の合図に従って操作を行うこと。
- ③ 吊り荷を安定させるため、できる限り2点吊りで玉掛けを行うこと。
一点吊り作業を行う場合は、その下方に立ち入らせないこと。

関

係

法

令

- ① 移動式クレーンについて
 - I. クレーン等安全規則第74条の2(立入禁止)
※ワイヤロープ等を用いて一箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき、つりクランプ一個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているときなど
 - II. クレーン等安全規則第71条(運転の合図)

移動はしごの脚部が滑り、墜落した



- L

 発生年月・時間 令和2年1月、10時00分
- ☀️

 被災者の属性 男性、50歳、作業員、経験3か月
- 👷

 工事の種類 会社倉庫の清掃作業
- +

 発注の属性 なし
- +

 被災の程度 右橈骨骨折、肋骨骨折、休業見込み6週
- +

 事故の型 墜落、転落

災害の発生状況

被災者は、会社倉庫を清掃するため、倉庫の中二階に移動はしごを立て掛けて上っているとき、当該はしごの脚部が滑って、3.0m下の地面に墜落し、右手首等を骨折した。



原因

- ① 移動はしごの転位を防止するための措置(固定等)を講じていなかったこと。
- ② 労働者について、労働災害防止のための知識が不足していたこと。



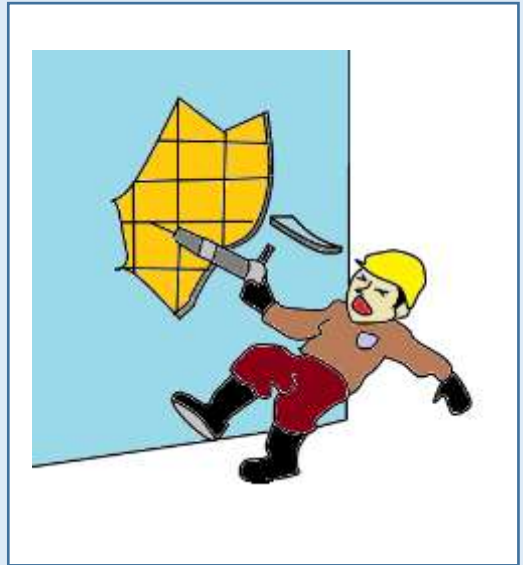
対策

- ① はしごの上端または下端を固定すること。また、固定できない場合には、別の者が下で支えること。
- ② 労働者に対して、労働災害防止を防止するための必要な措置等について、安全衛生教育を実施すること。



- ① 移動はしごについて
 - I. 労働安全衛生規則第527条(移動はしご)
- ② 雇入れ時等の安全衛生教育について
 - I. 労働安全衛生規則第35条(雇入れ時等の教育)

解体中の壁が落下し、手指を負傷した



	発生年月・時間	令和2年1月、11時15分
	被災者の属性	男性、37歳、斫り工、経験6年
	工事の種類	コンクリート建造物の解体工事
	発注の属性	民間
	被災の程度	左手指骨折、休業見込み1か月
	事故の型	飛来・落下

災害の発生状況

被災者は、ブロック塀の解体作業において、電動ピックを使用し既存の壁の下部を斫る作業中、上方の壁が振動で落下し、左手指に当たった。



原因

- ① コンクリート工作物の解体等を行うとき、当該工作物の落下等による危険を防止するための作業計画を定めていなかったこと。
(控えの設置、立入禁止区域の設定、外壁、柱、はり等の倒壊又は落下による労働者の危険を防止するための方法について検討されていなかったこと)



対策

- ① コンクリート工作物の解体等を行うとき、当該工作物の落下等による危険を防止するための作業計画を定めて、関係労働者に周知すること。
※ 高さ 5m以上のコンクリート工作物の解体を行う場合は、コンクリート造の工作物の解体等技能講習を修了した者のうちから当該作業主任者を選任する必要があります。



- ① コンクリート造の工作物の解体等について
 - I. 労働安全衛生規則第517条の14(調査及び作業計画)
 - II. 労働安全衛生規則第517条の17(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任)

災

害

事

例

7

現場内を移動中に斜面から墜落した



発生年月・時間 令和2年12月、10時00分



被災者の属性 男性、68歳、現場管理、経験40年



工事の種類 宅地の造成工事

発注の属性 民間



被災の程度 右足踵骨折、休業見込み60日

事故の型 墜落・転落

災 害

の

発

生

状

況

被災者は、測量を行うため、斜面を降りて床付け面(1.5m下)に向かう途中、斜面で足を滑らせ、床付け面に墜落し、左足踵を負傷した。



原

因

- ① 作業場内に、労働者が安全に昇降するための設備を設けていなかったこと。
- ② 現場内を移動する際、近道行動をとったこと。



対

策

- ① 高さ又は深さが1.5mをこえる箇所で作業を行なうときは、労働者が安全に昇降するための設備等を設けること。
- ② 近道行動を行わせないため、立入禁止の表示等を行うとともに、定期的な安全衛生教育を行うこと。

関

係





法

令

- ① 昇降設備について
 - I. 労働安全衛生規則第526条(昇降するための設備等の設置)

トラックの荷台で釘を踏み抜いた



	発生年月・時間	令和2年10月、11時30分
	被災者の属性	男性、43歳、解体工、経験1年
	工事の種類	民家の解体工事
	発注の属性	民間
	被災の程度	左足刺傷、休業見込み10日
	事故の型	踏み抜き

災害の発生状況

被災者は、民家住宅の解体工事現場で、トラックにがれきを積み込む作業中、当該トラックの荷台上で廃材を整理していたとき、廃材の釘を左足で踏み抜き負傷した。



原因

- ① トラック荷台のがれきの上に乗って、廃材の整理を行ったこと。
- ② 廃材に釘が残ったままとなっていたこと。



対策





- ① トラック荷台のがれきの上には乗らず、可搬式作業台等を使用すること。
やむを得ず荷台上で作業を行う場合は、踏み抜き防止のカップインソール等を着用するなど、破傷風などの予防を徹底すること。
- ② 解体した材料からは必ず釘を取り除くこと。また、取り除いた釘は、地面に落とさず、バケツ等の容器に収集すること。



- ① 貨物自動車について
I. 労働安全衛生規則第151条の74(保護帽の着用)

落下したコンパネが右肩に激突した



	発生年月・時間	令和2年7月、10時00分
	被災者の属性	男性、69歳、解体工、経験3年
	工事の種類	ビルの解体工事
	発注の属性	民間
	被災の程度	右鎖骨骨折、休業見込み1か月
	事故の型	飛来・落下

災害の発生状況

被災者は、ビルの解体工事現場の2階を通行していたとき、別の作業員が3階の開口部から2階床面に落とした廃材(コンパネ)が、右肩に当たり、右鎖骨を骨折した。



原因

- ① 開口部から廃材等を落下する際、物体の落下で労働者に危険を及ぼすおそれのある個所に、立入禁止の区画を設定していなかったこと。
- ② コンクリート造の工作物の解体作業を行うとき、あらかじめ、作業の方法や順序等の作業計画を定めていなかったこと。



対策






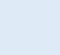
- ① 開口部から廃材等を落下する際、物体の落下で労働者に危険を及ぼすおそれのある個所に、立入禁止の区画を設定すること。
- ② コンクリート造の工作物の解体作業を行うときは、あらかじめ、作業の方法や順序等の作業計画を定め、関係労働者に周知すること。



- ① 物体の落下について
 - I. 労働安全衛生規則第537条(物体の落下による危険の防止)
- ② コンクリート造の工作物の解体等について
 - I. 労働安全衛生規則第517条の14(調査及び作業計画)

木造住宅の新築現場で、熱中症となった



-  発生年月・時間 令和2年8月、15時30分
-  被災者の属性 男性、33歳、大工、経験10年
-  工事の種類 木造住宅の新築工事
-  発注の属性 民間
-  被災の程度 熱中症、休業見込み5日
-  事故の型 高温・低温の物との接触

災害の発生状況

被災者は、木造住宅の新築工事現場で、1階壁部分の建込み作業中、気分が悪くなり、めまいがしたため、同僚が車で病院へ連れて行った。



原因

- ① 災害発生当日の最高気温が摂氏 33.7 度という暑い日に屋根のない炎天下でコンクリートの打設作業等を行わせていたこと。
- ② 現場内に塩分および水分を補給ができるよう準備していなかったこと。



対策

- ① 屋根のない炎天下で作業を行う場合には、休憩時間の間隔を十分にとり、休ませること。また、直射日光を遮り、風通しのよい休憩所を確保すること。
- ② 多量の発汗を伴う作業場では、労働者に与えるために塩分および水分を補給ができるよう準備をすること。



- ① 熱中症予防対策について
I. 労働安全衛生規則第617条(発汗作業に関する措置)